

建築審査会のご報告

2018/08/29 井出良一

概要

2018年8月20日に建築審査会が高槻市総合センターで開かれ、高槻市の提案通り建築審査が通りました。

建築審査会

建築審査会とは、建築基準法に基づき、行政の建てる建造物に限らず、広く一般的に建築に関する項目を審査するものです。詳しくは下記の Web ページをご覧ください。

建築審査会で扱った議題

審査会では、建築基準法に関する項目だけしか扱わなかったため、建ぺい率や日影規制などに限定して審査をされていました。建築基準法上の問題はないため、高槻市の決定を建築審査会も追認する形になりました。

住民側の意見書の提出

当日の朝に、委員に対しての意見書(別紙)を渡し委員に高槻市の新文化施設建設の問題点を訴えました。意見書を通じて、委員に意見を言うことはできましたが、建築審査会の範囲を超えることだとして、取り上げられることはありませんでした。

審査会は本質を議論せず審査を通した

ただ、別紙の意見書にもあるように、建築基準法とは別の法律において様々な問題があります。内閣府「用途地域における建築物制限の緩和について」にある「各用途地域における市街地環境を害するおそれがないこと」については一切取り上げられませんでした。第二種住宅地域に劇場を建てることは、法律で禁止されており、今回の審査会では建築物規制の緩和について検討する場であるはずでした。その際には、「市街地環境を害する」ことについて議論されるべきですが、建ぺい率などの建築基準法に合致しているか、などのみを審査しており、正しく審査されたとは考えておりません。

高槻市の虚偽の報告

高槻市は審査会の委員に7月3日に実施した公聴会の意見を取りまとめて報告する義務がありますが、地域住民が新文化施設の建設に全員賛成しているという虚偽の内容を委員に報告していました。高槻市は虚偽の報告を委員に行い、審査をさせていたのです。また

このことを委員に抗議をしても、正木委員長は「意見書を拝見して存じ上げている」と言うのみでした。意見書がなければ、高槻市の虚偽の報告を基に判断することになっていたことが分かって、委員会は判断を変えることなく、高槻市の審査を通しました。

住民の意見も重要なものは報告されておらず本質からそれた意見のみを集め、委員に報告していました。委員に対して虚偽の報告することに大きな問題を感じています。

お手盛りの審査会委員メンバー

委員も行政 OB や行政のプロジェクトを受託する団体代表など「お手盛り」の審査会であり、高槻市の判断がそのまま通る委員会でした。

委員長

正木啓子 大阪ガス株式会社 近畿圏部顧問(元大阪府建築都市部職員)

委員

佐野紘一 大阪医科大学微生物学教室

久保光弘 久保都市計画事務所

内本繁 高槻商工会議所事務局長

畑山和幸 弁護士 (欠席)

橋寺知子 環境都市工学部 建築学科

参考 Web ページ：

高槻市新文化施設建設の改善を求める会

<https://concerthall.hatenablog.com/>

高槻市新文化施設建設の改善を求める会 高槻市建築審査会

<https://concerthall.hatenablog.com/archive/2018/08/27>

新文化施設関係の最新の情報は上記のブログで報告していますので、ぜひご覧ください。